一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町田上字蕨野一六七六から一六七八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蕨野一六七六から一六七八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
414125	古澤　公嗣
414127	深山　修
414129	茶谷　卓哉
414131	伊藤　彰彦
414133	小林　孝志
414135	細野　雅文
414137	内門　佑介
414139	天見　充宏
414141	那須　好輝
414143	竹田　祐子
414145	山口　智之
414147	川畑　雅幸
414149	徳永　純也
414151	浅田　章大
414153	門馬　昌彦
414155	市川　大介
414157	中村　昌善
414159	兼松　祐介
414161	村田　麻世
414163	塚田　美一
414165	板垣　正敏
414167	熊倉　彰宏
414169	岩井　正昭
414171	田中　藤丸
414173	夏谷　智之
414175	北村　孝嗣
414177	三谷　敏幸
414179	西條　聖史
414154	後条　徹
414156	猪爪　辰也
414158	小宮　雅典
414160	稚山宗一郎
414162	栗本　隆史
414164	馬場　和洋
414166	井関　伸也
414168	中村　優文
414170	三野　恵司
414172	相浦　一志
414174	坂巻　陽介
414176	松岡　保彦
414178	福田　望
414180	山元　崇史

○経済産業省告示第百八十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）
215412	山家　達弥
403933	長野　芳夫

登録番号	（変更前）
215412	徳永　達弥
403933	栗林　芳夫

○経済産業省告示第百八十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
104945	山名　敏文
106130	山崎　茂樹
106702	種子田浩市
208924	張（中島）　瀧玉聰
209495	中野　眞
211706	山崎　泰央
104981	長岡　明生
106682	本位田和昭
206177	西川　豊
209369	岩戸　一隆
210338	原嶋　伸一
700021	高見　幸嗣

○経済産業省告示第百八十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
403077	草場　康之
403113	門田　厚老
403136	横田　昭
403139	簡内　勝則
403102	安東　宗済
403133	樋木　啓修
403137	杉浦　孝昌

○経済産業省告示第百八十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年八月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
408009	砂川　貴弘
408036	長澤　正尚
408042	白土　耕平
408025	森　英晃
408038	藤松　智宏

○国土交通省告示第九百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾山

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県黒部市阿弥陀堂

字角地　六七番一　一号

六二番一　六号

字大谷　三五番一一　二号

三五番八　三号

三五番三　四号

三五番一三　五号

○国土交通省告示第九百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍛冶屋谷

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した鍛冶屋谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した鍛冶屋谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県五條市大塔町

字辻堂　二〇四番五　一号

二〇四番一　二号及び三号

二〇五番　四号

奈良県五條市大塔町

字辻堂　二一一番　五号から八号まで

八　次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した鍛冶屋谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県五條市大塔町

字辻堂　二一六番　九号及び十二号

字閉君　四八番　十号

四七番　十一号

二　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱十六号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した鍛冶屋谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県五條市大塔町

字辻堂　三九一番一　十三号

一六五番二　十四号

一七九番一　十五号及び十六号